

東かがわ市告示第90号

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月20日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年東かがわ市告示第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給額等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受講日開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者（次号に掲げる者を除く。）） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合200万円を超えるときは、<u>200万円</u>）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</p> <p>(3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合<u>300万円</u>を超えるときは、<u>300万円</u>）</p>	<p>(支給額等)</p> <p>第5条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受講日開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者（次号に掲げる者を除く。）） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、<u>160万円</u>）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</p> <p>(3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合<u>240万円</u>を超えるときは、<u>240万円</u>）</p>

改正後	改正前																																																																										
<p>とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)</p> <p>(4) 略</p> <p>様式第1号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>東かがわ市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <p>次の教育訓練を受講したいので、東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。</p>	<p>とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)</p> <p>(4) 略</p> <p>様式第1号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <p>次の教育訓練を受講したいので、東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。</p>																																																																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:15%;">①氏名 (個人番号)</td> <td style="width:20%; border-bottom: 1px dashed black;">フリガナ</td> <td rowspan="2" style="width:10%;">生年月日</td> <td rowspan="2" style="width:15%;">年 月 日 生 (歳)</td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> </tr> <tr> <td>②住 所</td> <td colspan="2">(〒 -)</td> <td>電話 () -</td> </tr> <tr> <td>③教育訓練施設の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>④教育訓練講座の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>⑤教育訓練の期間</td> <td colspan="3">令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 (受講開始日)</td> </tr> <tr> <td>⑥所要費用(予定)</td> <td colspan="3">入学科 円、受講料 円 合計額 円</td> </tr> <tr> <td>⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無</td> <td colspan="3">受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない。</td> </tr> <tr> <td>⑧資格取得等の状況</td> <td colspan="3">過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(備考)</td> </tr> </table> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。) 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。 ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は200万円です。 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「東かがわ市自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。 	①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 生 (歳)	個人番号	②住 所	(〒 -)		電話 () -	③教育訓練施設の名称				④教育訓練講座の名称				⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 (受講開始日)			⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円			⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない。			⑧資格取得等の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない。			(備考)				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:15%;">①氏名 (個人番号)</td> <td style="width:20%; border-bottom: 1px dashed black;">フリガナ</td> <td rowspan="2" style="width:10%;">生年月日</td> <td rowspan="2" style="width:15%;">年 月 日 生 (歳)</td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> </tr> <tr> <td>②住 所</td> <td colspan="2">(〒 -)</td> <td>電話 () -</td> </tr> <tr> <td>③教育訓練施設の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>④教育訓練講座の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>⑤教育訓練の期間</td> <td colspan="3">年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)</td> </tr> <tr> <td>⑥所要費用(予定)</td> <td colspan="3">入学科 円、受講料 円 合計額 円</td> </tr> <tr> <td>⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無</td> <td colspan="3">受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない。</td> </tr> <tr> <td>⑧資格取得等の状況</td> <td colspan="3">過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(備考)</td> </tr> </table> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。) 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。 ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「東かがわ市自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。 	①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 生 (歳)	個人番号	②住 所	(〒 -)		電話 () -	③教育訓練施設の名称				④教育訓練講座の名称				⑤教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)			⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円			⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない。			⑧資格取得等の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない。			(備考)			
①氏名 (個人番号)		フリガナ			生年月日	年 月 日 生 (歳)																																																																					
	個人番号																																																																										
②住 所	(〒 -)		電話 () -																																																																								
③教育訓練施設の名称																																																																											
④教育訓練講座の名称																																																																											
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 (受講開始日)																																																																										
⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円																																																																										
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない。																																																																										
⑧資格取得等の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない。																																																																										
(備考)																																																																											
①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 生 (歳)																																																																								
	個人番号																																																																										
②住 所	(〒 -)		電話 () -																																																																								
③教育訓練施設の名称																																																																											
④教育訓練講座の名称																																																																											
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)																																																																										
⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円																																																																										
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない。																																																																										
⑧資格取得等の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない。																																																																										
(備考)																																																																											

改正後

改正前

様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ	生年月日	年月日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話() -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円	合計額 円	
⑦支給方法			
(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。			

①氏名	フリガナ	生年月日	年月日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話() -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円	合計額 円	
⑦支給方法			
(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。			

さきにあなたから提出のありました東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

さきにあなたから提出のありました東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

令和 年 月 日

東かがわ市長 印

年 月 日

東かがわ市長 印

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は200万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所用費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて、「東かがわ市自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給する旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所用費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて、「東かがわ市自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給する旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和8年5月20日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 改正後の第5条の規定は、令和8年4月1日以後に東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第4条第3号に規定する対象講座を修了する者に対する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（第1号に係る部分に限り、同法第31条の10において準用する場合を含む。）の規定による自立支援教育訓練給付金の支給について適用し、同日前に当該対象講座を修了した者に対する自立支援教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。